

令和6年9月

令和6年度
学生 各位

国際文化研究科長

日本学生支援機構 令和6年度第一種及び第二種奨学生の二次採用について

このことについて、日本学生支援機構奨学金の貸与を希望する者は、教務係に申し出てください。申込み案内冊子を受領後、下記に留意し、所定の手続きを行ってください。

記

1. 提出書類 提出先：国際文化研究科教務係

2. 提出期限 10月25日（金）正午

- 1 2024年度スカラネット入力下書き用紙の写し
- 2 2024年度第一種奨学金（または第二種）確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書
※ 本人控とともに提出すること。
- 3 学生本人及びその配偶者の収入を裏付ける各種証明書（源泉徴収票や確定申告書(控)等）
※ アルバイト収入のみの場合で、明細等収入状況が明確に分ける書類が手元にない場合、
アルバイト先に令和4年中の収入についての証明書の作成を依頼し提出すること。
※収入計算書に貼付して提出してください。
- 4 収入計算書(父母等からの給付額がある場合は、給付者の自署が必要です。)

3. 注意事項

- 1 記入年月日及び身分は令和6年10月1日現在で記入してください。
- 2 収入を証明する書類は、本人・配偶者（定職収入がある場合のみ）について、必ず提出してください。
- 3 「人的保証」を選択した場合、申し込み時に選任した**連帯保証人とは別に、返還時に保証人**を選任する必要があります。なお、65歳以上の者を保証人として選任することはできません。
- 4 「機関保証」を選択した場合、月々保証料がかかります。
- 5 **提出期限を過ぎての書類の受理は一切行いません。**

4. 授業料後払い制度について

授業料後払い制度とは、博士課程前期2年の課程在学者（2024年度春または秋入学者）が、在学中は授業料を納付せず、卒業後の所得等に応じて納付（後払い）できるという制度です。

実際の方法としては、機構が授業料相当額の奨学金（支援対象授業料）を奨学生に貸与したものと

原則学校に振り込み、卒業後に、所得に応じて（大学ではなく）機構に返還するものです。

授業料後払い制度では、授業料相当額の支援を含む「授業料支援金」と、在学中の生活費の支援である「生活費奨学金」の2つの支援を無利子で受けることができます。なお、生活費奨学金は、学校ではなく奨学生本人の口座に振り込みます。

なお、後払い制度は、第二種奨学金との併用が可能です。

詳細は、下記ウェブサイトを参照してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/in.html>

5. 博士後期課程第一種貸与奨学金にかかる返還免除制度の重複制限について

「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」並びに「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」の支援を受けている学生、また、「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業 次世代 AI 人材育成プログラム（BOOST）」で支援されている学生は、各種支援期間が重ならない場合においても返還免除申請が不可能となりますので、フェローシップ事業等の申請を予定している学生はよく検討してください。